

社会福祉法人 山形市社会福祉事業団

役員、評議員、評議員選任・解任委員及び運営協議会委員 の報酬等に関する規程

社会福祉法人山形市社会福祉事業団役員、評議員、評議員選任・解任委員及び運営協議会委員の報酬等に関する規程（平成7年4月1日施行）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）役員、評議員、評議員選任・解任委員及び運営協議会委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事とは、常務理事をいう。
- (2) 非常勤の役員等とは、常勤理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、期末手当及び通勤手当をいう。

(支給制限及び報酬等の区分)

第3条 事業団は役員等に対し、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。ただし、山形市の特別職及び一般職の職員及び事業団の職員が当該事業団の役員等を兼ねている場合は、これを支給しない。

- (1) 常勤理事については、月額報酬を支給するほか、期末手当、通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤の役員等については、日額報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 月額報酬は、30万円を超えない範囲とする。
- (2) 期末手当は、事業団職員の給与等に関する規程（以下「給与規程」という。）の例により年額で月額報酬の2.8ヶ月分を超えない範囲とする。
- (3) 通勤手当は、給与規程の例によるものとする。

2 非常勤の役員等には、次の各号に定める日額報酬を支給する。

- | | |
|-------------------------|-----------|
| (1) 理事会に出席したとき。 | 日額 8,000円 |
| (2) 監事が監査を行ったとき。 | 日額 8,000円 |
| (3) 評議員会に出席したとき。 | 日額 8,000円 |
| (4) 評議員選任・解任委員会に出席したとき。 | 日額 8,000円 |
| (5) 運営協議会に出席したとき。 | 日額 8,000円 |

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の支給日及び方法は、給与規程の例によるものとする。

- 2 非常勤の役員等の報酬は、理事会、評議員会及びその他の会議に出席した都度、現金により支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。